

適時調査に係る医療費の一部負担金の返還について

平成30年11月8日、当院は関東信越厚生局指導監査課による「施設基準等に係る適時調査」を受けました。

適時調査の結果、小児入院料加算項目の一部について錯誤があると指摘されました。この結果を受け、過去5年間分に遡って自主点検を行い、錯誤と指摘された診療報酬につきまして自主返還することにしました。

調査対象期間、対象診療科、返還対象者数等につきましては、以下の通りです。

【対象期間】 平成26年1月～平成30年11月（入院診療分）
【診療科】 小児総合医療センター
【返還対象者】 441人

つきましては、医療費の一部負担金の返還が生じた患者様には、令和3年12月から順次、「返還手続のご案内」を郵送させていただきます。

お手元に郵便が届いた患者様におかれましては、お手数をお掛けいたしますが、返還手続を進めてくださいますようお願い申し上げます。

令和3年12月24日 病院長

【問合せ先】

医事課 請求調整担当

連絡先:045-261-5656(内線)2656・2657

2614~6